

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>別表 介護給付費等単位数表</p> <p>第1 居宅介護</p> <p>1 居宅介護サービス費</p> <p>イ 居宅における身体介護が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間30分未満の場合 <u>256単位</u></p> <p>(2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 <u>404単位</u></p> <p>(3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 <u>587単位</u></p> <p>(4) 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 <u>669単位</u></p> <p>(5) 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 <u>754単位</u></p> <p>(6) 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 <u>837単位</u></p> <p>(7) 所要時間3時間以上の場合 <u>921単位</u>に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数</p> <p>ロ 通院等介助(身体介護を伴う場合)が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間30分未満の場合 <u>256単位</u></p> <p>(2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 <u>404単位</u></p> <p>(3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 <u>587単位</u></p> <p>(4) 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 <u>669単位</u></p> <p>(5) 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 <u>754単位</u></p> <p>(6) 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 <u>837単位</u></p> <p>(7) 所要時間3時間以上の場合 <u>921単位</u>に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数</p> <p>ハ 家事援助が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間30分未満の場合 <u>106単位</u></p> <p>(2) 所要時間30分以上45分未満の場合 <u>153単位</u></p> <p>(3) 所要時間45分以上1時間未満の場合 <u>197単位</u></p>	<p>別表 介護給付費等単位数表</p> <p>第1 居宅介護</p> <p>1 居宅介護サービス費</p> <p>イ 居宅における身体介護が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間30分未満の場合 <u>255単位</u></p> <p>(2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 <u>402単位</u></p> <p>(3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 <u>584単位</u></p> <p>(4) 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 <u>666単位</u></p> <p>(5) 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 <u>750単位</u></p> <p>(6) 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 <u>833単位</u></p> <p>(7) 所要時間3時間以上の場合 <u>916単位</u>に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数</p> <p>ロ 通院等介助(身体介護を伴う場合)が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間30分未満の場合 <u>255単位</u></p> <p>(2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 <u>402単位</u></p> <p>(3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 <u>584単位</u></p> <p>(4) 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 <u>666単位</u></p> <p>(5) 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 <u>750単位</u></p> <p>(6) 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 <u>833単位</u></p> <p>(7) 所要時間3時間以上の場合 <u>916単位</u>に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数</p> <p>ハ 家事援助が中心である場合</p> <p>(1) 所要時間30分未満の場合 <u>105単位</u></p> <p>(2) 所要時間30分以上45分未満の場合 <u>152単位</u></p> <p>(3) 所要時間45分以上1時間未満の場合 <u>196単位</u></p>

(4) 所要時間 1 時間以上 1 時間15分未満の場合 239単位

(5) 所要時間 1 時間15分以上 1 時間30分未満の場合
275単位

(6) 所要時間 1 時間30分以上の場合 311単位に所要時間 1 時間30分から計算して所要時間15分を増すごとに35単位を加算した単位数

ニ 通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である場合

(1) 所要時間30分未満の場合 106単位

(2) 所要時間30分以上 1 時間未満の場合 197単位

(3) 所要時間 1 時間以上 1 時間30分未満の場合 275単位

(4) 所要時間 1 時間30分以上の場合 345単位に所要時間 1 時間30分から計算して所要時間30分を増すごとに69単位を加算した単位数

ホ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合
102単位

注 1～4 （略）

5 イについては、別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者が、居宅における身体介護（入浴、排せつ、食事等の介護をいう。以下この注 5 において同じ。）が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、次の(1)又は(2)に掲げる場合にあつては、所定単位数に代えて、それぞれ(1)又は(2)に掲げる単位数を算定する。

(1) （略）

(2) 別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者が居宅における身体介護が中心である指定居宅介護等を行った場合 次の(一)又は(二)に掲げる所要時間に応じ、それぞれ(一)又は(二)に掲げる単位数

(一) （略）

(二) 所要時間 3 時間以上の場合 638単位に所要時間 3 時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単

(4) 所要時間 1 時間以上 1 時間15分未満の場合 238単位

(5) 所要時間 1 時間15分以上 1 時間30分未満の場合
274単位

(6) 所要時間 1 時間30分以上の場合 309単位に所要時間 1 時間30分から計算して所要時間15分を増すごとに35単位を加算した単位数

ニ 通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である場合

(1) 所要時間30分未満の場合 105単位

(2) 所要時間30分以上 1 時間未満の場合 196単位

(3) 所要時間 1 時間以上 1 時間30分未満の場合 274単位

(4) 所要時間 1 時間30分以上の場合 343単位に所要時間 1 時間30分から計算して所要時間30分を増すごとに69単位を加算した単位数

ホ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合
101単位

注 1～4 （略）

5 イについては、別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者が、居宅における身体介護（入浴、排せつ、食事等の介護をいう。以下この注 5 において同じ。）が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、次の(1)又は(2)に掲げる場合にあつては、所定単位数に代えて、それぞれ(1)又は(2)に掲げる単位数を算定する。

(1) （略）

(2) 別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者が居宅における身体介護が中心である指定居宅介護等を行った場合 次の(一)又は(二)に掲げる所要時間に応じ、それぞれ(一)又は(二)に掲げる単位数

(一) （略）

(二) 所要時間 3 時間以上の場合 635単位に所要時間 3 時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単

位を加算した単位数

6 ロについては、別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者が、通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、次の(1)又は(2)に掲げる場合にあつては、所定単位数に代えて、それぞれ(1)又は(2)に掲げる単位数を算定する。

(1) (略)

(2) 別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者が通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である指定居宅介護等を行った場合 次の(一)又は(二)に掲げる所要時間に応じ、それぞれ(一)又は(二)に掲げる単位数

(一) (略)

(二) 所要時間3時間以上の場合 638単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算した単位数

7～9 (略)

(削る)

9の2 指定居宅介護事業所、共生型居宅介護事業所又は基準該当居宅介護事業所（以下「指定居宅介護事業所等」という。）の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定居宅介護事業所等と同一の建物（以下この注において「同一敷地内建物等」と

位を加算した単位数

6 ロについては、別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者が、通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、次の(1)又は(2)に掲げる場合にあつては、所定単位数に代えて、それぞれ(1)又は(2)に掲げる単位数を算定する。

(1) (略)

(2) 別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者が通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である指定居宅介護等を行った場合 次の(一)又は(二)に掲げる所要時間に応じ、それぞれ(一)又は(二)に掲げる単位数

(一) (略)

(二) 所要時間3時間以上の場合 635単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算した単位数

7～9 (略)

9の2 別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者をサービス提供責任者（指定障害福祉サービス基準第5条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下同じ。）として配置している指定居宅介護事業所、共生型居宅介護事業所又は基準該当居宅介護事業所（以下「指定居宅介護事業所等」という。）において、当該サービス提供責任者が作成した居宅介護計画に基づいて指定居宅介護等を行う場合は、1回につき所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

9の3 指定居宅介護事業所等の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定居宅介護事業所等と同一の建物（以下この注において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（指定居宅介護事業所等における1月当たりの利用者が同一敷地内建

いう。)に居住する利用者(指定居宅介護事業所等における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する者を除く。)又は指定居宅介護事業所等における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。)に居住する者に対して、指定居宅介護等を行った場合は、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、指定居宅介護事業所等における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する者に対して、指定居宅介護等を行った場合は、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。

10～13 (略)

14 イ及びロについては、利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定居宅介護事業所等のサービス提供責任者(指定障害福祉サービス基準第5条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下同じ。)が居宅介護計画の変更を行い、当該指定居宅介護事業所等の居宅介護従業者が当該利用者の居宅介護計画において計画的に訪問することとなっていない指定居宅介護等を緊急に行った場合にあつては、利用者1人に対し、1月につき2回を限度として、1回につき100単位を加算する。

15 (略)

16 法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算する。

17 指定障害福祉サービス基準第33条の2第1項(指定障害福祉サービス基準第43条の4及び第48条第1項において準用する場合を含む。)に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数

物等に50人以上居住する建物に居住する者を除く。)又は指定居宅介護事業所等における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。)に居住する者に対して、指定居宅介護等を行った場合は、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、指定居宅介護事業所等における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する者に対して、指定居宅介護等を行った場合は、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。

10～13 (略)

14 イ及びロについては、利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定居宅介護事業所等のサービス提供責任者が居宅介護計画の変更を行い、当該指定居宅介護事業所等の居宅介護従業者が当該利用者の居宅介護計画において計画的に訪問することとなっていない指定居宅介護等を緊急に行った場合にあつては、利用者1人に対し、1月につき2回を限度として、1回につき100単位を加算する。

15 (略)

(新設)

(新設)

を所定単位数から減算する。

18 指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項（指定障害福祉サービス基準第43条の4において準用する場合を含む。）に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

19 指定障害福祉サービス基準第40条の2（指定障害福祉サービス基準第43条の4及び第48条第1項において準用する場合を含む。）に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

20 利用者が居宅介護以外の障害福祉サービスを受けている間（第15の1の注2又は1の2の注3若しくは注4の適用を受けている間（指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に限る。）を除く。）又は障害児通所支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援をいう。以下同じ。）若しくは障害児入所支援（同法第7条第2項に規定する障害児入所支援をいう。以下同じ。）を受けている間は、居宅介護サービス費は、算定しない。

2～4の2 （略）

5 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定居宅介護事業所等（国、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）又は独立行政

16 指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項又は第3項（指定障害福祉サービス基準第43条の4において準用する場合を含む。）に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、当該基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

（新設）

17 利用者が居宅介護以外の障害福祉サービスを受けている間（第15の1の注5又は1の2の注6若しくは注7の適用を受けている間（指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に限る。）を除く。）又は障害児通所支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援をいう。以下同じ。）若しくは障害児入所支援（同法第7条第2項に規定する障害児入所支援をいう。以下同じ。）を受けている間は、居宅介護サービス費は、算定しない。

2～4の2 （略）

5 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定居宅介護事業所等（国、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）又は独立行政

法人国立病院機構が行う場合を除く。6及び7において同じ。)が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年5月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ハ (略)

6・7 (略)

第2 重度訪問介護

1 重度訪問介護サービス費

イ 重度訪問介護の中で居宅における入浴、排せつ又は食事の介護等及び外出(通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除く。以下この第2、第3及び第4において同じ。)時における移動中の介護を行った場合

- | | |
|--------------------------|--|
| (1) 所要時間1時間未満の場合 | <u>186単位</u> |
| (2) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 | <u>277単位</u> |
| (3) 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 | <u>369単位</u> |
| (4) 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 | <u>461単位</u> |
| (5) 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 | <u>553単位</u> |
| (6) 所要時間3時間以上3時間30分未満の場合 | <u>644単位</u> |
| (7) 所要時間3時間30分以上4時間未満の場合 | <u>736単位</u> |
| (8) 所要時間4時間以上8時間未満の場合 | <u>821単位</u> に所要時間4時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した単位数 |
| (9) 所要時間8時間以上12時間未満の場合 | <u>1,505単位</u> に所要時間8時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した単位数 |
| (10) 所要時間12時間以上16時間未満の場合 | <u>2,184単位</u> に所要時間12時間から計算して所要時間30分を増すごとに <u>81単位</u> を加算した単位数 |

法人国立病院機構が行う場合を除く。6及び7において同じ。)が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ハ (略)

6・7 (略)

第2 重度訪問介護

1 重度訪問介護サービス費

イ 重度訪問介護の中で居宅における入浴、排せつ又は食事の介護等及び外出(通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除く。以下この第2、第3及び第4において同じ。)時における移動中の介護を行った場合

- | | |
|--------------------------|--|
| (1) 所要時間1時間未満の場合 | <u>185単位</u> |
| (2) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 | <u>275単位</u> |
| (3) 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 | <u>367単位</u> |
| (4) 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 | <u>458単位</u> |
| (5) 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 | <u>550単位</u> |
| (6) 所要時間3時間以上3時間30分未満の場合 | <u>640単位</u> |
| (7) 所要時間3時間30分以上4時間未満の場合 | <u>732単位</u> |
| (8) 所要時間4時間以上8時間未満の場合 | <u>817単位</u> に所要時間4時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した単位数 |
| (9) 所要時間8時間以上12時間未満の場合 | <u>1,497単位</u> に所要時間8時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した単位数 |
| (10) 所要時間12時間以上16時間未満の場合 | <u>2,172単位</u> に所要時間12時間から計算して所要時間30分を増すごとに <u>80単位</u> を加算した単位数 |